

大分大学大学院福祉健康科学研究科各種委員会細則

令和2年4月1日制定
令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第1号）第4条第2項の規定により、大分大学大学院福祉健康科学研究科に置く委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会の審議事項、構成員及び事務担当は、別表の審議事項、構成員及び事務担当の欄に規定するとおりとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、大分大学大学院福祉健康科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、研究科長が指名する。

3 前項の委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長に欠員が生じた場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名又は委嘱する。

2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会に、専門的事項の調査、検討等を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び検討事項等に関し必要な事項は、当該委員会が別に定める。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年福祉健康科学研究科細則第1号）
この細則は、令和5年6月21日から施行する。

別表（第2条関係）

大分大学大学院福祉健康科学研究科各種委員会

委員会名	審議事項	構成員		事務担当	備考
		委員長	委員		
大学院運営委員会	1 研究科委員会の議題に関する事項 2 予算に関する事項 3 その他研究科長が必要と認める事項	研究科長が指名する者	学務委員会、入試委員会及び学位審査委員会の委員長	福祉健康科学部事務部総務係	
学務委員会	1 教育課程の編成、実施及び運営に関する事項（実習を含み、特別演習関連を除く。） 2 海外研修に関する事項 3 教育研究組織の担当教員の編成に関する事項 4 学生生活及び就職に関する事項（表彰及び懲戒に関する事項を含む。）	研究科長が指名する者	健康医科学コースの教員 2名 福祉社会科学コースの教員 2名 臨床心理学コースの教員 2名	福祉健康科学部事務部学務係	
入試委員会	1 入試に関する事項 2 広報に関する事項	研究科長が指名する者	健康医科学コースの教員 2名 福祉社会科学コースの教員 1名 臨床心理学コースの教員 1名	福祉健康科学部事務部学務係	
学位審査委員会	1 研究室配属及び学位審査の実施に関する事項 2 指導教員の配置及び研究指導に関する事項 3 特別演習に関する事項 4 研究倫理教育に関する事項	研究科長が指名する者	健康医科学コースの教員 2名 福祉社会科学コースの教員 1名 臨床心理学コースの教員 1名	福祉健康科学部事務部学務係	
将来構想委員会	1 本研究科の将来構想に関する事項 2 その他研究科長が必要と認める事項	研究科長	副学部長 2名 健康医科学コースの教員 1名 福祉社会科学コースの教員 1名 臨床心理学コースの教員 1名 その他研究科長が必要と認める者	福祉健康科学部事務部総務係	
カリキュラム委員会	1 本研究科の授業科目のカリキュラムの編成に関する事 2 本研究科のカリキュラムの改善・充実に関する事 3 本研究科の実習の改善及び充実に関する事 4 本研究科の授業及び研究指導の改善及び充実に関する事 5 その他カリキュラムの編成に関し必要な事項	研究科長	副学部長 2名 学務委員会委員 各コースに関する学外の有識者 各2名 その他研究科長が必要と認める者	福祉健康科学部事務部学務係	